○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況

（平成６年２月 17 日県告示第 130 号、令和７年３月 27 日県告示第 128 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	最終改正年月日
長野市	Ⅰ	Ⅰ		Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ	最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
上田市				Ⅰ		Ⅰ		Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ			最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
佐久市	Ⅰ					Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ			Ⅱ	最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
千曲市	Ⅰ					Ⅰ			Ⅰ	Ⅱ		Ⅱ	Ⅱ			最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
東御市									Ⅰ							最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
軽井沢町	Ⅰ					Ⅰ			Ⅰ	Ⅱ						最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
御代田町	Ⅰ					Ⅰ			Ⅰ			Ⅱ			Ⅱ	最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
中野市									Ⅰ							最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
飯山市	Ⅰ					Ⅰ			Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ				最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
小布施町									Ⅰ							最終改正 R7.3.27 県告示第 128 号
飯田市	Ⅰ					Ⅰ	Ⅰ		Ⅰ	Ⅱ		Ⅱ				R2.11.24 県告示第 582 号
喬木村									Ⅰ							R2.11.24 県告示第 582 号
豊丘村									Ⅰ							R2.11.24 県告示第 582 号

（備考）

１　この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第一号の規定により定められた用途地域をいう。

２　指定状況は令和７年３月 31 日現在